

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画

2020年3月

あいさつ



競馬などの公営競技やぱちんこといったギャンブル等については、多くの人
が楽しんでいる一方で、それらにのめり込むことにより、日常生活や社会生活に
支障が生じたり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題が生じる場合
があり、そうしたギャンブル等依存症問題への対策は極めて重要な課題です。

そのため、本県では、2018年10月に施行された「ギャンブル等依存症対策基
本法」に基づく計画として、2019年4月に策定された「ギャンブル等依存症対
策推進基本計画」を踏まえ、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ効果的に推進
するため、「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

この計画では、ギャンブル等依存症の進行等の各段階に応じた対策と支援及
び多重債務問題対策等の関連する施策との連携を基本理念とし、発症予防、進
行・再発予防及び回復支援、依存症対策の基盤整備、多重債務問題等への取組の
4つの分野において、関係事業者を始めとする各機関との連携を図りながらギ
ャンブル等依存症対策を推進することとしております。

今後は、本計画に基づきギャンブル等依存症対策に取り組んでまいります
が、対策の推進にあたっては、国及び関係機関、民間団体、そして県民の皆様方との
連携が不可欠です。誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目
指し、全力で取り組んでまいりますので、本計画に関わる全ての方々の御協力を
賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、御尽力をいただきました愛知県ギャンブル等依
存症対策推進計画策定会議の委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただきまし
た多くの方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

2020年3月

愛知県知事 大村秀章

目 次

第一章 ギャンブル等依存症対

策の基本的な考え方等

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方 3
- 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務 4

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

- 1 ギャンブル等の状況 5
- 2 ギャンブル等依存症問題の状況 5

III ギャンブル等依存症対策の方向性 8

- ※計画の体系図 9

第二章 具体的な取組

I 発症予防

1 予防教育・普及啓発

- (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発 10
- (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組 12
- (3) 消費者向けの総合的な情報提供 15
- (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発 16
- (5) 学校教育における指導 17
- (6) 金融経済教育における啓発 18

2 アクセス制限等

- (1) 本人・家族申告によるアクセス制限 19
- (2) 20歳未満の者等の利用の禁止等 21
- (3) 競技場内及び営業所内におけるATMや遊技機の設置に関する取組 24

II 進行・再発予防及び回復支援

1 相談支援

- (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援 26
- (2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援 29
- (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応 31
- (4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上 32
- (5) 関係事業者における相談支援や治療に繋ぐための取組 33

2 家族への支援 36

3 医療提供体制の整備 38

4 民間団体の活動に対する支援 40

5	社会復帰支援	
(1)	就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上	42
(2)	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援	43
III	<u>依存症対策の基盤整備</u>	
1	依存症対策の体制整備	
(1)	包括的な連携協力体制の構築	44
(2)	関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備	46
2	人材の確保	48
IV	<u>多重債務問題等への取組</u>	
1	多重債務問題への取組	50
2	違法なギャンブル等の取締りの強化	51
第三章	ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等	52
参考資料		
資料1	ギャンブル等依存症対策基本法	54
資料2	ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議	61
資料3	ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】	63
資料4	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議開催要領	64
資料5	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ 設置要領	66
資料6	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過	68

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」(以下「基本法」という。)が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体に取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、ギャンブル等依存症対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)の策定が国に義務付けられるとともに、都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めること。」とされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、国が2019年4月に策定した基本計画を基本としつつ、県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。
- 県は、この計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条第1項）

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の性格

この計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、2020年度から2022年度までの3年間とします。

(3) 計画の基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援
- イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

(4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方に基づき、具体的な取組を進めます。

ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、この計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存

症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。このため、計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 「ギャンブル等依存症対策基本法」では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、この「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

《それぞれの責務》

＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努める。

＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内にある公営競技の状況

県内にある公営競技場は以下のとおりです。

	競技場名 (所在地)	競技施行者	2017 年度売上 【単位：百万円】
競馬	名古屋競馬場 (名古屋市)	愛知県競馬組合	31,567
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	注1) 2,747,662
モーター ボート競走	ボートレース蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	83,302
	ボートレースとこなめ (常滑市)	常滑市・半田市	35,852
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	12,927
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	12,639

注1) 中京競馬場については、JRA 全体の売得金

(2) 県内にある遊技場店舗等の状況

県内にある遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
愛知県	556 か所	176,820 台	108,861 台	285,681 台

* 2018 年 12 月 31 日現在

出展：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

(2) ギャンブル等依存症の状況

2016 年度から 2018 年度までの 3 か年の調査研究の中で、2017 年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を、成人人口の 0.8% と推計しています。

(3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われており、その状況については、次のとおりです。

○ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況（2017年度）

	全国	愛知県
精神保健福祉センターや保健所に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 ¹⁾	4,843 件	119 件
PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された「借金問題に関連する消費生活相談」のうち、「ギャンブル等」に関連するもの ²⁾	535 件	県及び市町村 48 件
財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借金をしたきっかけが「ギャンブル等」と判明したもの ³⁾	財務局 323 件 地方公共団体 828 件	東海財務局 49 件 県及び市町村 60 件

1) 衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2) 消費者庁及び愛知県県民文化局県民生活課調査による

3) 金融庁調査による

◇保健行政（精神保健福祉センター、保健所、市町村）における依存症に関する相談件数（来所、電話、メールによる延相談件数）の推移（全国及び愛知県）

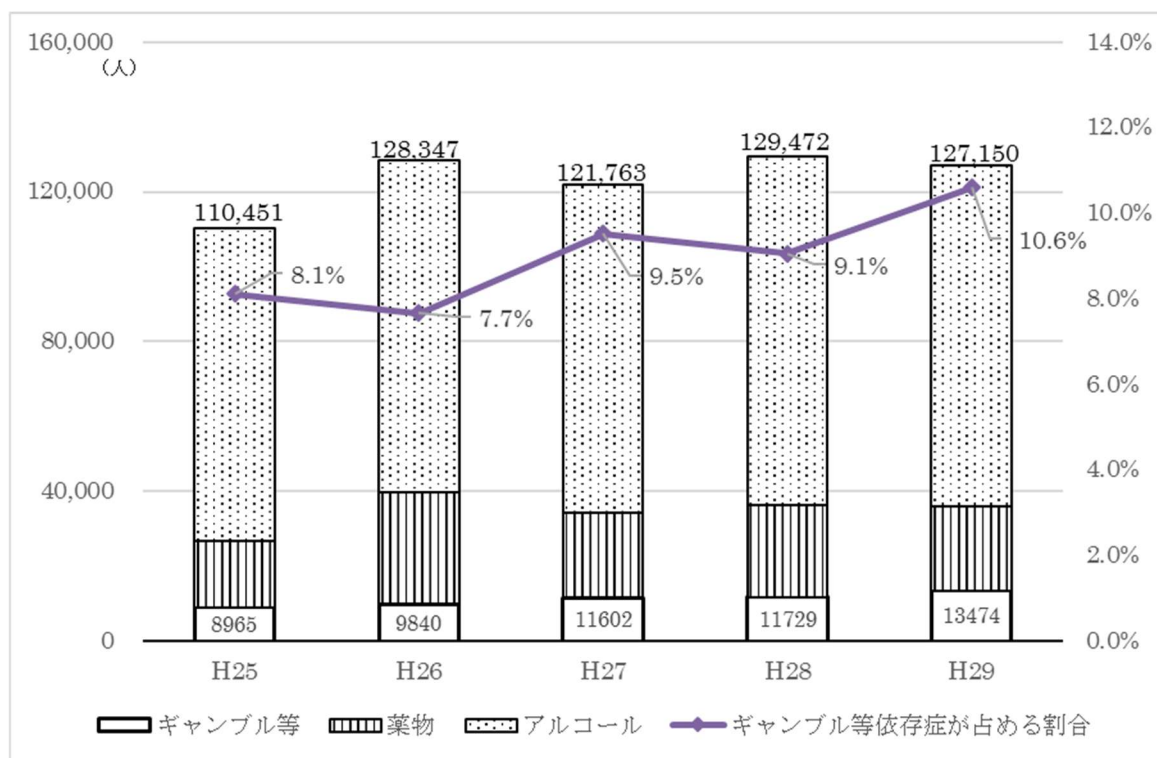


図1 依存症に関する相談件数推移（全国）

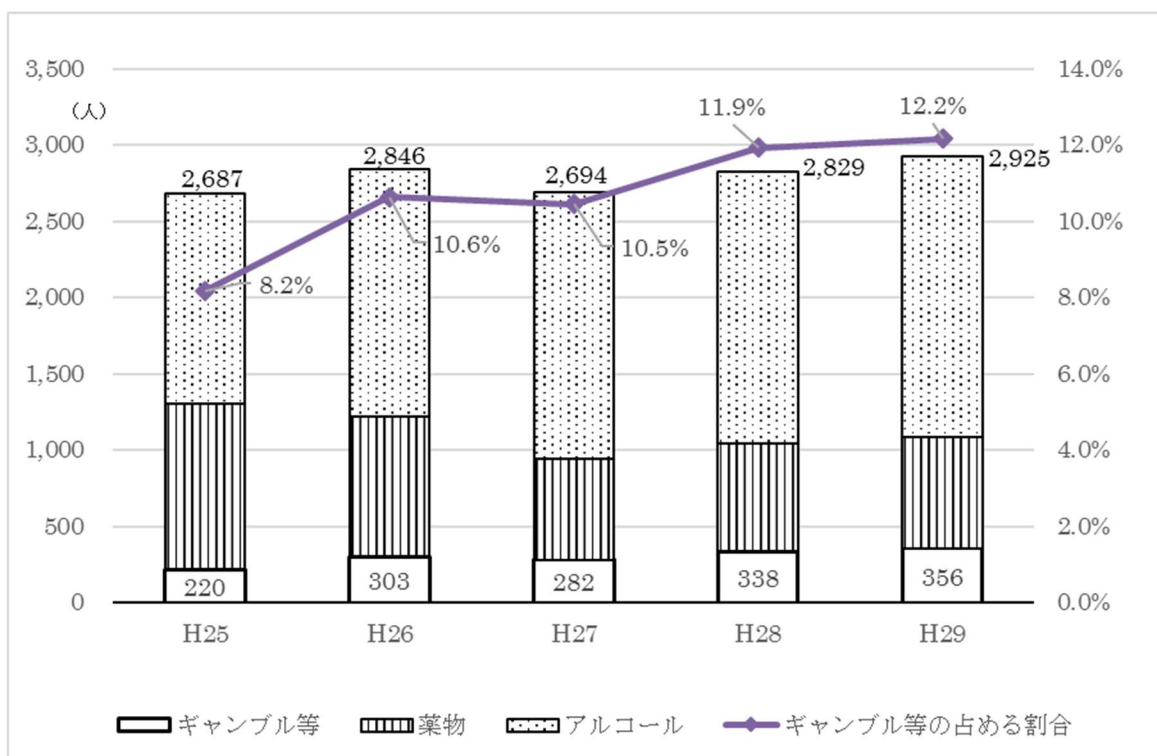


図2 依存症に関する相談件数推移（愛知県）

出展：地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方にに基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に係る様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

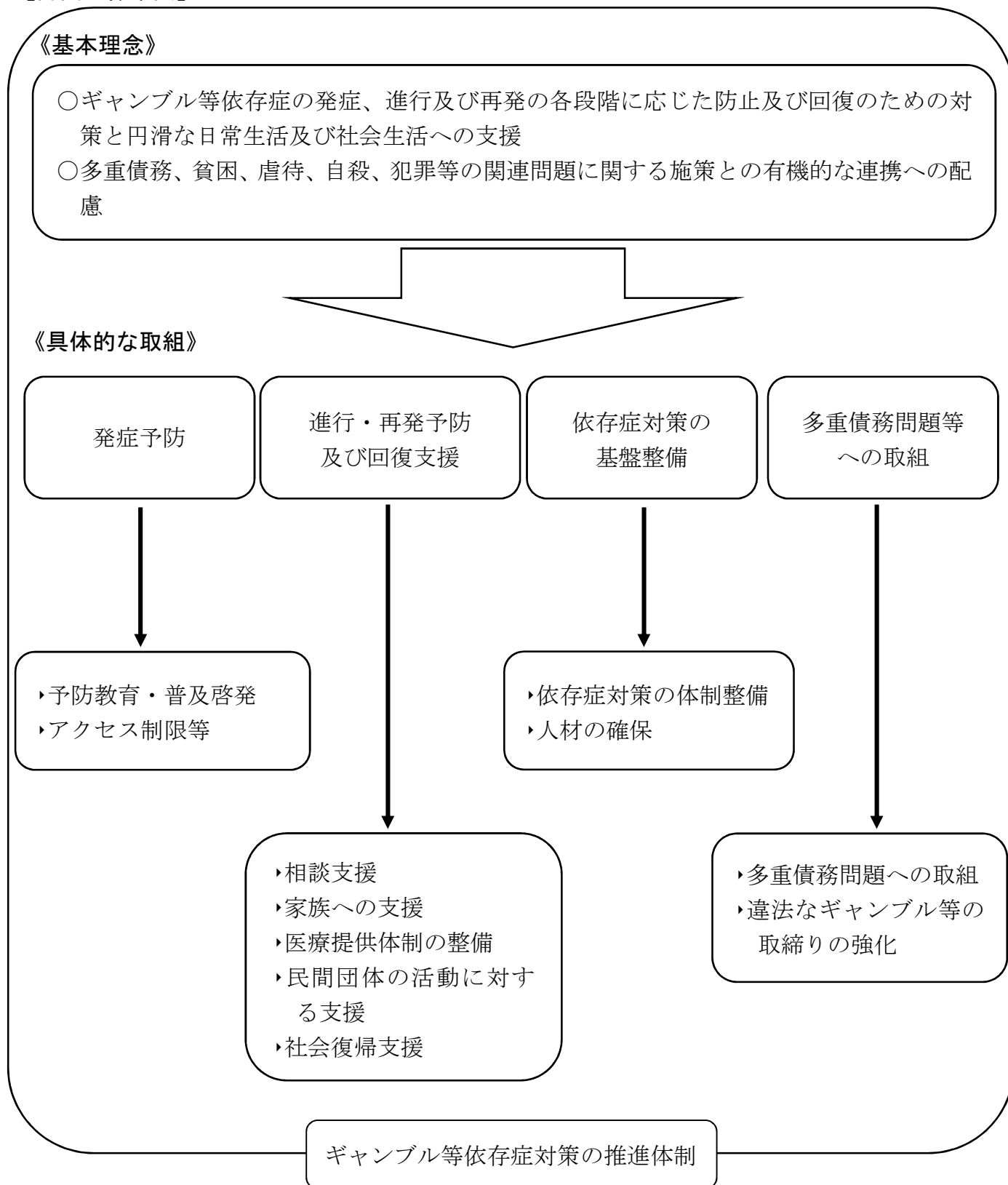
3 依存症対策の基盤整備

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

4 多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

【計画の体系図】



第二章 具体的な取組

I 発症予防

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

1 予防教育・普及啓発

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- また、ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- したがって、県民がギャンブル等依存症に関する関心と理解を深められるよう、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行う必要があります。
- 本県及び名古屋市においては、ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や、相談窓口に関する普及啓発リーフレットを、関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を行っています。

<今後の取組>

- 引き続き、リーフレット等を含む多様な広報媒体によって、依存症の知識や相談窓口に関する啓発活動に継続的に取り組みます。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- 基本法において定められている、ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から同月20日まで）において、県民の間にギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深められるよう、啓発資材の配布等による普及啓発の取組に努めます。〔保健医療局〕

- さらに、上記に関する取組を、関係局と連携し、ウェブサイトや広報誌を活用しながら情報発信を行い、県民のギャンブル等依存症問題に関する関心を深め、理解の促進を図ります。〔保健医療局〕

(2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

<現状及び課題>

- 関係事業者においては、告知ポスター、新聞・雑誌広告等による広く一般向けの注意喚起、競技場内及びぱちんこ営業所内におけるポスター掲示等による注意喚起の実施等により、ギャンブル等依存症に関する普及啓発に取り組んでいます。
- また、広告に関しては、公営競技についてはメディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）、ぱちんこに関しては風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）による基準に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 各関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・「馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び。」等の注意喚起標語のポスター等への掲載。
- ・注意喚起標語ステッカーの馬券発売機等への掲示。
- ・「馬券の購入は 20 歳になってから」という注意喚起標語の場内のビジョンによる放映や場内放送の実施。

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・競馬場内に掲示するレース開催告知ポスター（JRA 本部作成）に注意喚起標語（馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び）を掲載。
- ・注意喚起標語ステッカー（JRA 本部作成）を競馬場内の勝馬投票券の自動発売機に貼付。
- ・競馬場でのイベント告知のチラシ（競馬場作成）等にも注意喚起標語を掲載。
- ・精神科医によるギャンブル障害の解説、厚生労働省によるギャンブル等依存症の実態に係る調査結果、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等のご相談先を掲載したリーフレット（JRA 本部作成）を競馬場の来場者に配布。
- ・注意喚起標語や JRA のギャンブル障害対応に係るお問合せ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスター（JRA 本部作成）を競馬場内に掲示。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、競馬場内のモニターで啓発週間の告知と「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介を実施。
- ・広告については、JRA 本部において、従前からメディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施。

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等の注意喚起標語を掲載したポスターの競走場及び場外舟券売り場での掲示。
- ・ギャンブル依存症予防回復支援センターが作成する、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットの競走場及び場外舟券売場の相談窓口等における配布。
- ・相談窓口の連絡先のウェブサイト及び出走表へのギャンブル等依存症の注意喚起の掲載。
- ・青少年や若い世代に対する啓発活動の実施。
- ・広告における、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等の注意喚起標語を掲載したポスターの競走場及び場外舟券売り場での掲示。
- ・ギャンブル依存症予防回復支援センターが作成する、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットの競走場及び場外舟券売場の相談窓口等における配布。
- ・相談窓口の連絡先のウェブサイト及び出走表へのギャンブル等依存症の注意喚起の掲載。
- ・青少年や若い世代に対する啓発活動の実施。
- ・広告における、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等の注意喚起標語のポスター、テレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等への掲載。
- ・広告における、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等の注意喚起標語のポスター、テレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等への掲載。
- ・広告における、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）や、共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ウェブサイトへの掲載、ぱちんこ営業所内での掲示。
- ・風営適正化法に基づく、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止。
- ・青少年や若い世代に対する啓発活動の実施。

＜今後の取組＞

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組めます。
- 関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう引き続き取り組めます。
- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づき、ぱちんこ業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。〔警察本部〕

(3) 消費者向けの総合的な情報提供

<現状及び課題>

- 消費者庁において、多重債務者の増加抑制に資するよう、2018年3月、注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」（以下「注意喚起・普及啓発資料」という。）が公表されています。その後、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえた内容の更新等が2019年3月に行われており、多様な啓発場面で活用されています。

- 本県においては、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報誌「あいち暮らしっく」など、様々な広報媒体を活用し、県民への総合的な消費生活情報の提供を行っています。その中で、多重債務問題についても啓発や相談窓口の周知を図っています。

<今後の取組>

- 注意喚起・普及啓発資料については、愛知県消費生活総合センターに設置する消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。〔県民文化局〕

- 引き続き、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」を始めとする多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。〔県民文化局〕

- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供することにより、県民のギャンブル等依存症問題に関する関心を高め、理解の促進に努めます。〔県民文化局〕

(4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

<現状及び課題>

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。そのため、消費者庁においては、啓発用資料のサンプルを示し、地方公共団体における啓発活動の実施推進を図っています。
- 加えて、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第5項の趣旨を踏まえ、消費者庁において、2018年11月に青少年向けの啓発用資料『『のめり込み』にはくれぐれも御注意を』（以下「青少年向け啓発用資料」という。）が公表され、青少年向けに周知が図られています。

<今後の取組>

- 消費者庁が示している啓発用資料及び青少年向け啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。〔県民文化局〕
- また、上記にかかる関係局等の取組について、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」などを活用し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や消費者月間等において、情報発信を行うことにより、青少年等に対する普及啓発に努めます。〔県民文化局〕

《ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議》

第5項

政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

(5) 学校教育における指導

<現状及び課題>

- 学校教育において、ギャンブル等依存症については、学習指導要領等に記述がなく直接的な指導がなされてきませんでした。
- しかし、2018年3月に公示された高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）においては、保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられ、2018年7月公表の新高等学校学習指導要領解説において、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにするとされています。なお、新学習指導要領は2022年度入学生より年次進行で実施されます。
- また、学習指導要領の改訂も踏まえつつ、学校教育においてギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」が作成されています。

<今後の取組>

- 新たに公示された学習指導要領に関する研修等を通し、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について、適切な指導を行える教員の養成に努めます。〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用します。〔教育委員会〕

(6) 金融経済教育における啓発

<現状及び課題>

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、愛知県金融広報委員会と連携し、金融教育への支援と金融知識の普及啓発に取り組んでおり、その中で、多重債務問題についての啓発を行っています。

<今後の取組>

- 引き続き、愛知県金融広報委員会と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行っていきます。〔県民文化局〕
- 特に、民法改正による成人年齢の引下げを踏まえ、若年者に対する消費者教育を一層充実させる必要があることから、多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内全ての県立高校及び特別支援学校において実施することとし、その効果的な実施に向けて、学校等に対して外部講師の派遣等を行います。〔県民文化局〕

2 アクセス制限等

(1) 本人・家族申告によるアクセス制限

<現状及び課題>

- 関係事業者においては、ギャンブル等依存症である者が利用をやめることを望む場合またはその家族が利用をやめさせることを望む場合に、入場制限や使用上限金額の設定等を行うアクセス制限に取り組んでいます。
- 関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・ 本人申告または家族申告による入場制限の実施。
- ・ 入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底。

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・ JRA 本部が定める手続きに沿った、本人申請に基づく入場制限の実施。
(2017年7月29日導入)
- ・ JRA 本部が定める手続きに沿った、家族申請に基づく入場制限の実施。
(2018年10月1日導入)

【参考】JRA 全国事業所における本人申請・家族申請での入場制限の実施件数

(2019年9月末現在)

- ・ 本人申請に基づき実施したもの：21件（制度導入以来の累計）
- ・ 家族申請に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ 本人申告または家族申告による入場制限の実施。
- ・ 入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの策定。

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ 本人申告または家族申告による入場制限の実施。
- ・ 入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの策定。

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施。

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施。

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の実施。
- ・利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の実施。

【参考】自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2019年9月末現在）

- ・導入店舗数：自己申告プログラム146店舗、家族申告プログラム136店舗
- ・申告に基づき実施した店舗数：自己申告プログラム8店舗、家族申告プログラム2店舗

<今後の取組>

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症である者等が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。
- 関係事業者において、ギャンブル等依存症である者等が適切にアクセス制限に関する取組を利用できるよう、取組の積極的な周知を引き続き行います。
- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づく管理者講習において、管理者が行うべき依存症対策に資する活動の一つとして周知し、取組の実施を促進します。〔警察本部〕

(2) 20歳未満の者等の利用の禁止等

<現状及び課題>

- 公営競技については20歳未満の者が投票券を購入すること、ぱちんこについては18歳未満の者が利用することが禁止されており、関係事業者においては警備員や従業員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起の実施等により、投票券の購入・利用の禁止に取り組んでいます。
- 各関係事業者における20歳未満の者等の投票券の購入・利用の禁止に関する取組状況は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声掛け及び年齢確認の実施。
- ・「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底。
- ・「未成年者による勝馬投票券購入防止マニュアル」を策定し、場内に未成年者による勝馬投票券購入等が禁止されている旨を周知のうえ、20歳未満の勝馬投票券購入の防止を図るため、警備体制を強化。
- ・「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの注意喚起標語のレース開催告知ポスター等への掲載、馬券発売機等へのステッカー掲示、競馬場内ビジョンでの放映等による注意喚起。

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・競馬場内に掲示するレース開催告知ポスター（JRA 本部作成）に注意喚起標語（馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び）を掲載。
- ・注意喚起標語ステッカー（JRA 本部作成）を競馬場内の勝馬投票券の自動発売機に貼付。
- ・競馬場でのイベント告知のチラシ（競馬場作成）等にも注意喚起標語を掲載。
- ・競馬場内のモニターで、未成年者の勝馬投票券購入が競馬法で禁止されていることを告知。
- ・20歳未満の者と思われる者に対しての警備員等による声掛け及び年齢確認の実施。
- ・「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」（JRA 本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底。

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。
- ・警備計画書等への20歳未満の者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨の明記。
- ・出走表への20歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施。
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示。

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。
- ・警備計画書等への20歳未満の者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨の明記。
- ・出走表への20歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施。
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示。

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。
- ・車券購入をしようとする行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施。

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施。
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施。

<今後の取組>

- 関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者等の投票券の購入・利用の禁止の強化に取り組めます。

- ぱちんこに関しては、許可証交付時や管理者講習時に、風俗営業者の禁止行為として指導し、適切な運用が行われているか立入り等の機会を活用し確認します。〔警察本部〕

(3) 競技場内及び営業所内における ATM や遊技機の設置に関する取組

<現状及び課題>

- 関係事業者においては、競技場内及び営業所内等に ATM が設置されている場合があり、それらの ATM の利用により調達した資金で、投票券の購入や遊技が可能な場合があります。

- 関係事業者における ATM の設置状況は次のとおりです。

〔名古屋競馬場における設置状況〕

- ・競馬場及び場外馬券売場における ATM 設置数：0 台（設置実績なし）

〔JRA 中京競馬場における設置状況〕

- ・競馬場における ATM 設置数：0 台

〔ボートレース蒲郡における設置状況〕

- ・競走場及び場外舟券売場における ATM 設置数：0 台

〔ボートレースとこなめにおける設置状況〕

- ・競走場及び場外舟券売場における ATM 設置数：0 台

〔名古屋競輪場における設置状況〕

- ・競輪場及び場外車券売場における ATM 設置数：0 台（設置実績なし）

〔豊橋競輪場における設置状況〕

- ・競輪場及び場外車券売場における ATM 設置数：0 台

〔愛知県遊技業協同組合における設置状況〕

- ・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：84 台（81 店舗）

- ぱちんこ営業所における遊技機に関しては、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「風営適正化法施行規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。）の改正規則が制定され、2018 年 2 月から施行されています。

<今後の取組>

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間終了時に契約を更新しない等により、順次撤去を行えるか検討し、その結果に基づき撤去を開始します。

- ぱちんこ営業所における遊技機に関しては、改正規則の経過措置が終了する2021年春までに、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機への入替が全て行われるよう指導します。〔警察本部〕

II 進行・再発予防及び回復支援

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

1 相談支援

(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

<現状及び課題>

- 本県及び名古屋市、中核市の保健所等においては、精神保健福祉に関する相談窓口を開設しており、ギャンブル等依存症に関する問合せや相談を受け付けています。
- 本県及び名古屋市においては、相談体制をより充実させるため、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点とし、依存症相談員の配置及び専門相談窓口の開設をしています。
- 愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころばにおいて、ギャンブル等依存症に対する理解を深めることを目的として、市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関等を対象にした研修等を実施しています。

- 加えて、愛知県精神保健福祉センターにおいては、ギャンブル等依存症である者を対象に、ギャンブル等依存症回復支援プログラム（ART-G、詳細は P28 を参照）を実施しています。

＜今後の取組＞

- 引き続き、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、専門相談窓口等をウェブサイト等により広く県民に周知します。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 引き続き、愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症回復支援プログラムを実施します。〔保健医療局〕
- また、県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、愛知県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。〔保健医療局〕
- 名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいては、ギャンブル等依存症である者を対象に、ギャンブル等依存症回復支援プログラム（NAT-G、詳細は P28 を参照）を実施します。〔名古屋市健康福祉局〕
- 適切な相談支援が地域において行えるよう、引き続き愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて行われる研修等により、市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関等を対象とし、ギャンブル等依存症に対する正しい知識等の向上を図ります。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

◇ギャンブル等依存症回復支援プログラムについて

≪ART-G≫（愛知県精神保健福祉センター 実施プログラム）

○名称

あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム

(ART-G : Aichi addiction Recovery Training program for Gambling disorder)

○経緯及び内容

- ・ 島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始。
(2018年11月から)
- ・ ギャンブルに関連する悩みを抱える仲間が集まり話し合い、分かち合うことで、どうしたら良いか一緒に考える。

○対象者

- ・ 愛知県（名古屋市を除く）にお住いの方
- ・ 「ギャンブル等の楽しみ方をあらためたい。ギャンブル等をやめたい。」と考える方
- ・ 事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラムで、テキストを用いてグループで学ぶ。

≪NAT-G≫（名古屋市精神保健福祉センターこころぼ 実施プログラム）

○名称

なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム

(NAT-G : Nagoya Addiction recovery Training for Gambling disorder)

○経緯及び内容

- ・ 島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始
- ・ 「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等の再発防止に向け具体的対処法と今後の備え」などについてテキストを用いてグループで学ぶ。

○対象者

- ・ 名古屋市内にお住いの方（在勤・在学含む）
- ・ 自身のギャンブル等の楽しみ方を改めたいと願う方
- ・ 事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき1～2時間程度）

(2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない場合があります。
- そのため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- 女性相談センター（駐在室を含む）の相談員や市町村の女性相談担当は、ギャンブル等依存症について関係機関と連携して対応する旨が記載された「婦人相談所ガイドライン」（2019年7月18日一部改訂）を活用し、ギャンブル等依存症について関係機関との連携を実施しています。
- 本県及び各市の母子・父子自立支援員は、ギャンブル等依存症について相談者に関係機関の情報提供をする旨が記載された「ひとり親家庭支援の手引き」（2018年12月26日一部改訂）を活用し、相談者にギャンブル等依存症に関する支援団体等の適切な情報提供を実施しています。
- 本県及び名古屋市の児童相談所においては、依存症などの問題を抱える保護者に対する児童相談所等における具体的な対応方法等について盛り込まれている「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症などの問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行っています。
- ギャンブル等依存症である者等が、相談支援や共同生活援助（グループホーム）などの障害福祉サービス等を利用している場合がありますが、障害福祉サービス等に従事している者に、ギャンブル等依存症問題に対する知識や支援技術が不足していることがあります。

- 発達障害者支援センター職員は、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合に、他機関からの紹介等により、対応を行う場合があります。
- なお、各相談員等に対しては、各種の課題に応じた研修が適宜行われています。

＜今後の取組＞

- 引き続き、ガイドラインや手引き等に基づき、ギャンブル等依存症問題が関係する場合には、適切な支援機関に関する情報提供や、治療機関や相談支援機関との連携を行い、ギャンブル等依存症問題を抱える方への適切な対応を行います。〔福祉局〕
- 各種の課題に応じて行われる研修の機会の活用等により、各相談員等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。〔福祉局〕

(3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応

<現状及び課題>

- 消費者庁及び金融庁においては、消費生活相談窓口及び地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」(2019年3月改訂)(以下「マニュアル」という。)を周知し、現場での相談対応の円滑化及びギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築しています。
- 本県においては、マニュアルを参考にしながら、消費生活総合センターにおいて、多重債務及び消費生活相談に対応しています。
- また、消費生活相談に関しては、消費生活相談員等研修を開催しており、多重債務等の消費生活問題をめぐる状況と相談事例等について、研修を行っています。
- 多重債務相談に関しては、相談窓口への誘導、金融経済教育の推進、ヤミ金の取締り強化等の多重債務対策を関係機関が一体となって取り組むことが必要であることから、関係機関が連携し多重債務者対策について協議を行う愛知県多重債務者対策協議会を開催していますが、これまでギャンブル等依存症との関連性はあまり取り上げられていませんでした。

<今後の取組>

- 引き続き、愛知県消費生活総合センターにおいて、多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合については、マニュアルに基づき、適切な専門機関の紹介に努めます。〔県民文化局〕
- 消費生活相談員等研修の機会を活用し、消費生活相談員等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供するなど、関係局等との連携の取組を通じて、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援に努めます。〔県民文化局〕
- 愛知県多重債務者対策協議会の構成員として、新たにギャンブル等依存症対策担当課を加えることにより、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題について、関係者が連携して取り組みます。〔県民文化局〕

(4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上

<現状及び課題>

- 2013年の生活保護法改正においては、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務が規定され、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととされました。
- 国においては、2018年8月に生活保護担当ケースワーカー全国研修会を開催し、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について研修が行われています。

<今後の取組>

- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会の活用等により、生活保護担当ケースワーカーに対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。〔福祉局〕

(5) 関係事業者における相談支援や治療に繋ぐための取組

<現状及び課題>

- 全国公営競技施行者連絡協議会により、2018年4月に専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」が設置されており、各公営競技施行者において、ポスター、リーフレット、ウェブサイト等での周知が行われています。
- 全国モーターボート競走施行者協議会により、2017年6月にギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした「ギャンブル依存症予防回復支援センター」が設立され、24時間無料コールセンターが開設されており、モーターボート競走施行者において、ポスター、リーフレット、ウェブサイト等での周知が行われています。
- 全日本遊技事業協同組合連合会の支援により、2006年4月にリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）が設立され、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付けており、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合に、RSNの相談窓口を紹介すること等により周知が行われています。
- 上記窓口等における相談支援や治療に繋ぐための取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談窓口の、競馬場及び場外馬券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・相談窓口である愛知県競馬組合総務広報課総務係の、出走馬一覧表への電話番号の掲載による周知。

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・精神科医によるギャンブル障害の解説、厚生労働省によるギャンブル等依存症の実態に係る調査結果、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等のご相談先を掲載したリーフレット（JRA 本部作成）を競馬場の来場者に配布。
- ・注意喚起標語や JRA のギャンブル障害対応に係るお問合せ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスター（JRA 本部作成）を競馬場内に掲示。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、競馬場内のモニターで啓発週間の告知と「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介を実施。

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ギャンブル依存症予防回復支援センター等の相談窓口の、競走場及び場外舟券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ギャンブル依存症予防回復支援センター等の相談窓口の、競走場及び場外舟券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談窓口の、競走場及び場外車券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・競輪場における相談窓口の設置。

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談窓口の、競走場及び場外車券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員の、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロードバイザー」としての配置。

【参考】安心パチンコ・パチスロードバイザーの配置数（2019年11月1日現在）

- ・配置店舗数：461店舗
- ・配置人数：1776名
- ・「安心パチンコ・パチスロードバイザー」による「『安心パチンコ・パチスロードバイザー』活動の手引き（Q&A）」等を活用した、ぱちんこへの依存問題に関する相談等への対応。
- ・ぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合の、「安心パチンコ・パチスロードバイザー」によるRSN等の相談機関等の紹介。

＜今後の取組＞

- 引き続き、各競技場及び営業所等において、相談窓口の周知及び相談等への対応を行います。
- 愛知県遊技業協同組合において、「安心パチンコ・パチスロードバイザー」に関する告知ポスターやリーフレットの作成等により、客やその家族等への周知に努めます。

- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づく管理者講習において、依存防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告へ掲載すること、依存防止対策について従業者へ教育すること等の管理者が行うべき依存症対策に資する活動について周知し、取組の実施を促進します。〔警察本部〕

2 家族への支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金を重ねる場合も多く、ギャンブル等依存症である者のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることがあります。
- また、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われることもあり、ギャンブル等依存症である者が自ら相談窓口や医療機関へ繋がるのが難しく、家族等の周囲からの働きかけが重要であると言われています。
- 愛知県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症に関する相談を実施していますが、家族からの相談件数は毎年増加し、平成30年度は全体の61%となっていることから、ギャンブル等依存症である者だけでなく、その家族への支援も重要であると言えます。

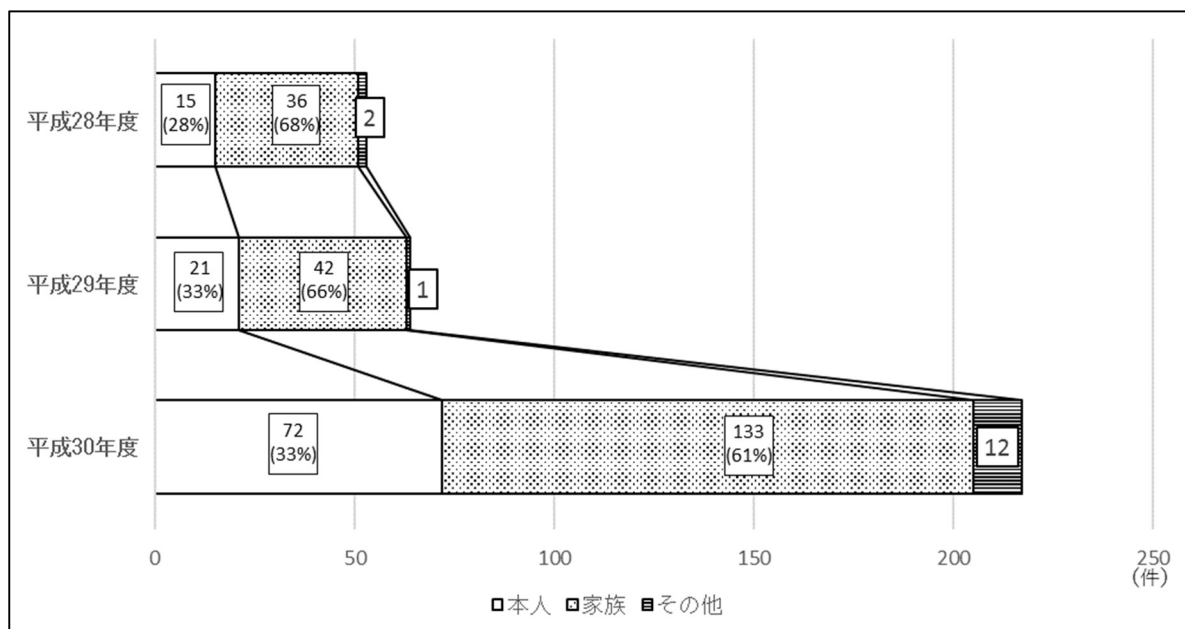


図3 愛知県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談者の内訳（平成28～30年度 電話・面接相談実件数）

- 現在、ギャンブル等依存症である者の家族への支援として、主に以下の取組が実施されています。
 - ・ 関係事業者における家族申告によるアクセス制限の運用
 - ・ 精神保健福祉センター及び保健所における家族相談の実施
 - ・ 家族が依存症について学ぶための講演会や家族教室の実施
 - ・ 家族を対象とした自助グループをはじめとする民間団体による支援
- しかし、依存症であるという認識を持ちにくいというギャンブル等依存症の特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報

を得にくいなどの理由により、ギャンブル等依存症である者の家族が必要な支援を受けられていない現状があります。

- また、家族申告によるアクセス制限の申請をした家族を各地域の相談・治療機関に着実につなげるなど、関係機関の有機的な連携による支援については不十分な点があります。
- そのため、家族がギャンブル等依存症に関する正しい理解を深め、適切な支援窓口にも円滑に繋がれるよう、家族への支援について一層の充実を図る必要があります。

<今後の取組>

- 関係事業者において、アクセス制限及び相談支援などの取組に関する、家族に対する周知に引き続き取り組みます。
- 引き続き、愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした講演会等を行い、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口にも円滑に繋がれるよう支援します。
〔保健医療局〕
- 引き続き、名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした家族教室や、依存症に関する正しい知識を深めるための広く市民を対象とした講演会等を行い、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口にも円滑に繋がれるよう支援します。〔名古屋市健康福祉局〕
- 消費者庁が作成する家族向けの注意喚起・普及啓発用資料等については、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、家族に対する普及啓発に努めます。〔県民文化局〕
- 家族申告によるアクセス制限を申請した家族に対し、必要に応じて相談窓口や治療機関に繋げるといった取組を適切に実施するため、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議を精神保健福祉センターにおいて実施し、関係事業者と相談支援機関の円滑な連携体制の構築を図ります。〔保健医療局〕

3 医療提供体制の整備

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではありません。
- 都道府県・政令指定都市については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関（以下「専門医療機関等」という。）の整備を進めることとされています。
- 2020 年 2 月現在、愛知県及び名古屋市における専門医療機関等の整備状況は以下のとおりです。

表 2 県内の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関

区分	種別	医療機関名	所在地	
依存症専門医療機関	アルコール健康障害	桶狭間病院藤田こころケアセンター	豊明市	
		刈谷病院	刈谷市	
		絃仁病院 八事病院 西山クリニック あらたまこころのクリニック	名古屋市	
	薬物依存症	桶狭間病院藤田こころケアセンター	豊明市	
		岩屋病院	豊橋市	
		絃仁病院 西山クリニック	名古屋市	
	ギャンブル等依存症	堀クリニック	刈谷市	
		西山クリニック	名古屋市	
	依存症治療拠点機関	アルコール健康障害	刈谷病院	刈谷市
			八事病院 西山クリニック	名古屋市
薬物依存症			西山クリニック	名古屋市
ギャンブル等依存症		西山クリニック	名古屋市	

- ギャンブル等依存症に関し、名古屋市内については依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関が整備されていますが、名古屋市を除く愛知県については依存症専門医療機関の整備にとどまっています。

- また、愛知県地域保健医療計画において、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化をすることとしており、ギャンブル等依存症を含む各精神疾患について対応できる医療機関を調査し明らかにしています。

<今後の取組>

- 引き続き、依存症専門医療機関の拡充に努めます。〔保健医療局〕
- また、専門医療機関の内、県内の連携拠点となる医療機関を依存症治療拠点機関として選定します。〔保健医療局〕
- 愛知県地域保健医療計画に基づく、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化に関する取組として、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を調査し、結果についてウェブサイト等により公表します。〔保健医療局〕
- 依存症専門医療機関の拡充のため、ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターここらぼにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

4 民間団体の活動に対する支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症である者等本人の集まりであるギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）やギャンブル等依存症である者の家族等の集まりであるギャマノンがあり、全国の様々な会場で、「言いつ放し、聞きつ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを開催しています。
- ギャンブル等依存症から回復することは、当事者一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループに繋がる必要があるとされています。
- 2019年9月現在、愛知県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループは以下のとおりです。

表3 県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループ

団体名	主な活動内容
GA（ギャンブラーズアノニマス）	本人同士によるギャンブル等依存症からの回復を目指す全国規模の自助グループ。ミーティングを県内各所で開催。
GAM-ANON（ギャマノン）	ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族等のための自助グループ。ミーティングを県内各所で開催。

- 県においては、2018年度より民間団体による以下の活動について、その活動の一部を助成する支援を行っています。
 - ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
 - ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
 - ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
 - ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援
- また、名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいては、自助グループ等の活動内容の発表の機会の提供と普及啓発を目的とした「アクション・セッション」を実施しています。

＜今後の取組＞

- ギャンブル等依存症の回復においては、このような自助グループ等の活動が重要な役割を担っているため、地域の貴重な社会資源として啓発等の事業において広く連携するとともに、回復支援において果たす役割等について広く県民に周知を図ります。〔保健医療局〕

- 引き続き、民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、民間団体が必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を行います。〔保健医療局〕

- 引き続き、名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて、「アクション・セッション」を実施し活動内容の発表の機会の提供と普及啓発を行います。〔名古屋市健康福祉局〕

5 社会復帰支援

(1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない場合があります。
- そのため、円滑な社会復帰に向けて、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある就労支援関係者が知識を習得することにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 求職者については、ギャンブル等依存症であっても、本人の自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、求職者に対して、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要があります。

<今後の取組>

- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、愛知県精神保健福祉センター等において行われる研修の活用等により、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識の向上を図ります。
〔労働局〕
- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口において、ギャンブル等依存症問題に関するリーフレット等を活用し、ギャンブル等依存症により悩んでいる求職者等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する情報を伝え、適切な支援に繋がられるよう努めます。〔労働局〕

(2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

<現状及び課題>

- 生活困窮者については、ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える場合があるため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態に応じたきめ細かな支援が行われています。
- 支援決定を行った者のうちには、「その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害等）」を抱える者があり、依存症に関する相談も含まれています。
- そのため、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得することが必要です。
- 本県においては、福祉相談センターにおいて町村部に在住する生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施しています。
- また、生活困窮者支援を担当する自治体職員等に対して、相談支援の資質向上を図る研修として、生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修を行っています。

<今後の取組>

- 国の実施する、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等の機会の活用等により、生活困窮者支援を担当する職員に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。〔福祉局〕

Ⅲ 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

1 依存症対策の体制整備

(1) 包括的な連携協力体制の構築

<現状及び課題>

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県では、2018年度より愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行っています。
- また、消費生活相談窓口等の各相談機関においては、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際の、具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアル等の活用等により、連携協力体制の構築に努めています。

<今後の取組>

- 引き続き、愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題の関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制を構築することにより、以下の取組を推進します。〔保健医療局〕
 - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口

において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。

- ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
 - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげられるよう、包括的な連携協力体制の枠組みを活用する。
 - ④ 各機関の支援内容や課題の共有、改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業者教育・普及啓発を推進する。
- こうした取組を推進するため、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議については、ギャンブル等依存症にとどまらず、関連する課題に応じた関係機関により構成することとします。〔保健医療局〕
- 地域の包括的な連携協力体制を構築するため、愛知県と連携して、ギャンブル等依存症に関する地域の実情に合わせた連携体制の構築を図ります。〔名古屋市健康福祉局〕

(2) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

<現状及び課題>

- 関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関する体制整備を図っています。
- 各関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・お客様対応方法等を規定した「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」の策定及びそれに基づく依存症対応責任者の設置。

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・ギャンブル障害の専門的知見を有する精神科医を講師としたビデオ研修（JRA 本部作成）を実施。（2017年2回）
- ・中京競馬場を含む JRA 役職員向けに JRA 本部が e ラーニングでの研修を実施。（2018年）
- ・JRA 本部が作成した「ギャンブル障害に関するお客様対応マニュアル」を活用。

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。
- ・全国モーターボート競走施行者協議会が主催するギャンブル等依存症担当者向け研修の受講。
- ・ギャンブル等依存症対策に係る責任者の設置。

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。
- ・全国モーターボート競走施行者協議会が主催するギャンブル等依存症担当者向け研修の受講。
- ・ギャンブル等依存症対策に係る責任者の設置。

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・全国競輪施行者協議会が策定する「依存症相談窓口運用マニュアル」の活用による相談等への対応。

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・全国競輪施行者協議会が策定する「依存症相談窓口運用マニュアル」の活用による相談等への対応。
- ・ギャンブル等依存症担当者の選任及びギャンブル等依存症担当者向け研修の実施。

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員の、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」としての配置

【参考】安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置数（2019年11月1日現在）

- ・配置店舗数：461店舗
- ・配置人数：1776名
- ・風営適正化法施行規則に基づく管理者業務としての、ぱちんこへの依存防止対策の実施

＜今後の取組＞

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を引き続き図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン及び問題対応運用マニュアル等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進に努めます。
- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づく報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。

〔警察本部〕

2 人材の確保

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。

<今後の取組>

- 適切な相談支援が地域において行えるよう、引き続き愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて行われる研修等により、市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関等を対象とし、ギャンブル等依存症に対する正しい知識等の向上を図ります。(P26 参照)〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、愛知県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。(P26 参照)〔保健医療局〕
- 各種の課題に応じて行われる研修の機会の活用等により、福祉関係従事者に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。(P29 参照)〔福祉局〕
- 消費生活相談員等研修の機会を活用し、消費生活相談員等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供するなど、関係局等との連携の取組を通じて、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援に努めます。(P31 参照)〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会の活用等により、生活保護担当ケースワーカーに対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。(P32 参照)〔福祉局〕
- ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。(P38 参照)〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、愛知県精神保健福祉センター等において行われる研修の活用等により、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識の向上を図ります。
(P42 参照)〔労働局〕

- 国の実施する、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等の機会の活用等により、生活困窮者支援を担当する職員に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。(P43 参照)〔福祉局〕

IV 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締り等の強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

1 多重債務問題への取組

<現状及び課題>

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県における登録貸金業者は52業者（2019年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、貸金業に対する監督業務に際して、立入検査実施時に個人情報情報機関の登録情報を適切に使用しているか確認しており、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

<今後の取組>

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。〔経済産業局〕

2 違法なギャンブル等の取締りの強化

<現状及び課題>

- 警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しており、2018年中、店舗に設置されたゲーム機等使用に係る賭博事犯を4件検挙しています。
- しかし、厳正な取締りにもかかわらず、賭博事犯が依然として発生しており、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化しています。

<今後の取組>

- 引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。〔警察本部〕
- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議
第11項

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。

＜連携が図られる必要がある主な関係施策等＞

- ・ アルコール、薬物依存に関する各施策
 - ・ 愛知県地域保健医療計画（計画期間：2018年度～2023年度）
 - ・ 健康日本21 あいち新計画（計画期間：2013年度～2022年）
 - ・ 愛知県アルコール健康障害対策推進計画（計画期間：2017年度～2022年度）
- 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。
 - 計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。
 - 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。

參考資料

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年七月十三日号外法律第七十四号）

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務）

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症問題啓発週間）

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

（ギャンブル等依存症対策推進基本計画）

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これ

を国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 四 総務大臣
- 五 法務大臣
- 六 文部科学大臣

- 七 厚生労働大臣
- 八 農林水産大臣
- 九 経済産業大臣
- 十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であって、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策

を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ぱちんこ] 通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
アクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート] インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート] 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ぱちんこ]
施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ぱちんこ] 18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ぱちんこ] 施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ぱちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]
依存症対策の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート] 依存症対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ぱちんこ] 第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ぱちんこ]

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] 多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] 受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]
- 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁]
- 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]
- 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁]
- 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]

IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省]（平成31年度～） 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] 刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]

V 調査研究：基本法第22条関係

- ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]
- 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート]

VI 実態調査：基本法第23条関係

- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]
- 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]
- 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
- ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組

- 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]
- 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議開催要領

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条に規定する計画となる愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画「以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その内容を検討するため、愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議（以下「会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 会議は推進計画を策定するため、必要な検討を行うものとする。

(構成)

第3条 会議は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 会議に座長を置き、座長は会議において委員から選出する。

3 座長が不在のとき、又は座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 会議は、愛知県保健医療局長が招集する。

2 座長は会議を統括し、会議の進行にあたる。

3 やむを得ない場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べるができることとする。

4 会議は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議等の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはその限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記載されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(部会)

第7条 会議には、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、座長が指名する。

3 やむを得ない場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べるができることとする。

(事務局)

第8条 会議の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行し、推進計画の策定をもって廃止する。

別 表

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議委員

(五十音順 敬称略、◎は座長)

氏 名	所 属 ・ 職 名
飯田 悦子	ギヤマノン名古屋竹の子
伊藤 誠治	愛知県精神科病院協会（医療法人香流会絃仁病院 医師）
◎垣田 泰宏	医療法人成精会刈谷病院 院長
加藤 敬介	愛知県依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症） 堀クリニック 臨床心理士
兼松 道明	愛知県遊技業協同組合 専務理事
高倉 敦	名古屋市健康福祉局障害福祉部 主幹
内藤 千昭	名古屋市依存症治療拠点機関（ギャンブル等依存症） 西山クリニック 精神保健福祉士
中新 宏	GA 名古屋
中野 幹雄	愛知県競馬組合総務広報課 課長
西山 朗	愛知県医師会 理事
則竹 史子	愛知県精神保健福祉士協会 （医療法人資生会八事病院 精神保健福祉士）
平井 宏和	愛知県弁護士会（愛知市民法律事務所 弁護士）
増井 恒夫	愛知県保健所長会 副会長（愛知県半田保健所 所長）
松本 知美	ギャンブル依存症問題を考える会愛知支部 代表
馬淵 秀男	日本貸金業協会愛知県支部 事務長
安井 英人	蒲郡市ボートレース事業部経営企画課 課長
山田 雄一	愛知県司法書士会 社会事業部長

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ設置要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議開催要領第7条に基づき設置する「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他、推進計画の策定に関して必要な事項

(構成員)

第3 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成する。また、必要に応じて構成員以外の関係者を出席させることができる。

(事務局)

第4 ワーキンググループの事務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室が行う。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月9日から施行し、推進計画の策定をもって廃止する。

別 表

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ構成員

○愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議委員

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名	区 分
中新 宏	GA 名古屋	当事者・家族
則竹 史子	愛知県精神保健福祉士協会 (医療法人資生会八事病院 精神保健福祉士)	保健・医療・福祉 関係団体
山田 雄一	愛知県司法書士会 社会事業部長	多重債務問題 関係団体

○愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議事務局 県関係課

氏 名	職 名	区 分
尾関 元康	愛知県警察本部生活安全部保安課 課長	風営適正化法担当課
木村 誠	教育委員会学習教育部保健体育課 課長	学校保健担当課
平松 哉人	県民文化局県民生活部県民生活課 課長	消費者行政担当課
緒方 武俊	福祉局福祉部地域福祉課 課長	生活保護等担当課
加藤 明	福祉局福祉部障害福祉課 課長	障害福祉担当課
川合 光久	福祉局児童家庭課 課長	児童福祉担当課
横江 家承	経済産業局中小企業部中小企業金融課 課長	貸金業担当課
岩井 秀憲	労働局就業促進課 課長	就労支援担当課
鈴木 勝博	農業水産局農政部畜産課 主幹	名古屋競馬担当課

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
2018年7月13日	ギャンブル等依存症対策基本法 公布
10月5日	ギャンブル等依存症対策基本法 施行
2019年4月19日	国が「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定
6月3日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議 設置
8月1日	第1回愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議 開催
9月11日	第1回愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ 開催
11月25日	第2回愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ 開催
12月13日	第2回愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議 開催
2020年1月28日	パブリックコメント 実施
2月26日	
3月19日	第3回愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議 開催
3月31日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画 公表